

2 新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		※原則、7日間の介護等体験が必要です。(第9節参照)			小	別表1		
基礎資格	小学校教諭2種免許状	短期大学の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業すること。(大学(短大を含む。))又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。)						
	小学校教諭1種免許状	学士の学位を有すること。(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。)						
	小学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短大を除く。))の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)						
大学において修得することとを必要とする単位	科 目		最低修得単位数			<p>注1 旧法の規定により修得した単位は、替替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 専修又は1種免許状を取得する場合、短期大学の単位は2種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。</p> <p>注3</p> <p>(1) 1種免許状を取得する場合、既に2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>(2) 専修免許状を取得する場合、既に1種免許状又は2種免許状を有しているときは、この表の1種免許状又は2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>注4 「大学において修得することを必要とする単位」は、小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注5 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。</p> <p>注6 「教科に関する専門的事項」の単位は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得する。</p> <p>注7 「各教科の指導法(情報通信機器の活用を含む。)」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 専修又は1種免許状を取得する場合…小学校の全教科(10教科)の指導法について各1単位以上修得する。</p> <p>(2) 2種免許状を取得する場合…小学校の6以上の教科の指導法(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。)について各1単位以上修得する。</p> <p>注8 「教育の基礎的理解に関する科目」は8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあっては6単位)まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は2単位まで、「教職実践演習」は2単位まで、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。</p> <p>注9 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、1単位以上修得する。</p> <p>注10</p> <p>(1) 「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」並びに「教育の方法及び技術」の単位のうち2単位(2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位)までは、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。</p> <p>(2) 「各教科の指導法」の単位のうち「生活の教科の指導法」は2単位まで、「特別活動の指導法」は1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「保育内容の指導法」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注11 「道徳の理論及び指導法」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 専修又は1種免許状を取得する場合…2単位以上</p> <p>(2) 2種免許状を取得する場合…1単位以上</p> <p>注12 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上修得する。</p> <p>注13 「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部等を含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部等を含む。))及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とする。</p> <p>(2) 「教育実習」に係る事前及び事後の指導の1単位には小学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。</p> <p>(3) 「教育実習」の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。</p> <p>(4) 小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部及びこれらに相当する旧令による学校を含む。))又は幼保連携型認定こども園において、教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。))又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。</p> <p>(5) 修得を必要とする単位数のうち、3単位までは、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注14 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得する。</p> <p>注15</p> <p>(1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。</p> <p>(2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」を修得する。</p> <p>注16 「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程(認定課程のない大学を含む。)、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。</p>		
	教科及び教職に	教科及び教科の指導法に関する科目		16	30		30	
		教科に関する専門的事項 注6 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 注7 注10						
		に	教育の基礎的理解に関する科目 注8		6		10	10
			教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 注9 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 注10					
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注8					
			道徳の理論及び指導法 注11 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 注10 教育の方法及び技術 注10 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 注12 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。))の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
			教育実践に関する科目					
			教育実習(事前及び事後の指導の1単位を含む) 注13					
			教育実践演習 注8					
大学が独自に設定する科目 注14 注15								
合計単位数			37	59		83		
その他 注16	日本国憲法		2					
	体育		2					
	外国語コミュニケーション		2					
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」		2					